

第4回 デジタルガバメントワーキング・グループ
議事概要

1. 日時：令和2年11月24日（火）13時59分～15時13分

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員） 高橋進（議長代理）、高橋滋（座長）、岩下直行（座長代理）、
佐藤主光、南雲岳彦

（専門委員） 田中良弘、中林紀彦、濱西隆男、林達也、八劔洋一郎

（オブザーバー） 尾原内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官

（事務局） 井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、
黒田規制改革推進室次長、渡部規制改革推進室次長、
山西規制改革推進室次長、大野参事官、藤山企画官

（ヒアリング出席者） 厚生労働省：度山大臣官房審議官（総合政策担当）

内閣官房：奥田情報通信技術（IT）総合戦略室参事官

国土交通省：黒田大臣官房審議官（住宅）

国土交通省：深井住宅局建築指導課長

国土交通省：今村住宅局建築指導課建築物防災対策室長

4. 議題：

（開会）

「地方公共団体のデジタル化」に係る各府省の取組について

- ・ 社会保障に係るマイナンバー制度を活用した国家資格に係る諸申請手続の改善について

（厚生労働省及び内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室からのヒアリング）

- ・ 定期調査・検査の結果の報告について

（国土交通省からのヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋座長 定刻より若干前でございますが、本来お見えの方はいらっしゃっておられますので、第4回「デジタルガバメントワーキング・グループ」を開会させていただきます。

委員、専門委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

今回もオンラインで開催しております。お手元に資料を御準備いただきまして御参加をお願いいたします。会議中は、雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンをミュートにさせていただきますようお願いいたします。御発言の際は、ミュートを解除して御発言いただき、御発言後は再度ミュートにさせていただきますよう御協力をお願いします。御発言いただく際は「手を挙げる」ボタンを押していただきますと、順番に指名させていただきます。なお、前回に引き続きまして、本日も複数のヒアリングが予定されていることから、進行時間を厳守したく存じます。大変恐縮に存じますが、質問につきましては、要点を絞ってコンパクトをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

本日は、高橋議長代理及び八剣専門委員が遅れて御出席の御予定です。また、オブザーバーとして内閣官房IT総合戦略室の尾原参事官にも御同席いただいております。お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、まず、議事に先立ちまして、私から1点御報告を申し上げます。

前回の第3回「デジタルガバメントワーキング・グループ」におきまして、地方自治体でのクラウド型電子署名の活用につきまして、冒頭、河野大臣から総務省に対して速やかに対応を進めるよう御指摘をいただきました。その後の自治行政局に対するヒアリングでは明確な時期が示されなかったため、改めて確認を求めましたところ、地方公共団体における電子契約において、クラウド型電子書面サービスを可能とするための地方自治法施行規則の改正については、来年1月中を目指して必要な対応を進めていくという回答を受領いたしまして、その旨を河野大臣にも御報告申し上げます。

事務局におきましても、引き続き必要なフォローアップをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事「『地方公共団体のデジタル化』に係る各府省の取組について」に移りたいと思います。本日は、厚生労働省、内閣官房IT総合戦略室、国土交通省より現時点における地方公共団体のデジタル化に係る構想について、順番に御説明いただきたいと思います。

まず、社会保障に係るマイナンバー制度を活用した国家資格に係る諸申請手続の改善につきまして、厚生労働省、内閣官房IT総合戦略室よりヒアリングを行います。最初に、厚生労働省に、事前に御提出いただいた資料を基に御説明を頂戴したいと思います。お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、10分程度で厚労省より御説明を頂戴したいと思います。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） 厚生労働省で、社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度の利活用について検討を行っている状況を御説明したいと思います。

今画面に出しております検討会を省内で開催しております。マイナンバーの活用については、全体構想としては広く様々な国家資格でということで承知しておりますけれども、まず、現行のマイナンバーの目的であります社会保障の給付と負担に関連します31の資格

を対象に、関係団体にも入っていただいて、今画面に出している検討会で検討を進めているところです。

対象は31の資格を想定しております。これは現行のマイナンバーの目的であります社会保障の給付と負担に関連する資格ということでピックアップしました。31資格のうち、准看護師、栄養士、保育士、介護支援専門員が都道府県での登録管理、残り27の資格が国単位での登録管理となっております。

以下、2ページ目以降で、検討のアウトラインについて御説明したいと思いますが、念頭に置いているスケジュールは、年内目途でこの検討会で整理をした上で、来年の通常国会に必要な番号法等の改正をし、戸籍と連動するのが令和5年度からということになっておりますので、準備期間も置いて、令和6年度からの施行を念頭に作業を進めてまいります。

新法の中身ですが、まず、資格を登録する際に、今までのような申請に加えて、マイナンバーを登録・提出いただくということになります。マイナンバーを登録いただきますと、それと連動しております住民票とか戸籍などの書類の添付が省略できるということになります。新たに登録を申請するとき、あるいは例えば名前が変わったなど、登録事項の変更が必要なときにこのような手続を進めてまいります。

それから、既に資格を持っていらっしゃる方はたくさんいらっしゃいます。もちろん変更申請時には必ず御登録いただこうと思っておりますけれども、変更申請の機会はそれほどありませんので、それ以外の方々についても広く登録を呼びかけていきたいと思っております。

次が、これと併せていわゆるマイナポータルを活用して、申請をオンラインでできるようにと考えてございます。これには各種書類をデジタル化しなければいけないということとか、あるいは今、手数料や登録免許税を納めるのに収入印紙を使ったりしておりますけれども、それをマイナポータルの公金決済機能で処理できるという環境整備が必要でございますが、これらを前提とすれば可能と思っております、できる限りオンラインで申請が済むようにということを考えている状況でございます。

マイナンバーを登録いただくということと、色々な申請行為をオンラインで行うということですが、資格の登録や変更自体はそれほど頻繁に起こることではありませんが、この仕組みを通じて何が便利になるかといいますと、資格とマイナンバーを紐づけることで、自分がどういう資格を持っているかということをご自身情報として取得して、例えば就職を考えている施設や病院などの第三者に提示・提供ができるようにするということが利用者においての一つのメリットと思っております。マイナンバーカードを用いまして、マイナポータルの自己情報取得APIを活用して、今、画面に出しておりますように電子機器の画面に資格情報を提示するとか、あるいは就職を考えている企業等に、オンラインで自分の持っている電子資格情報を提供するというのが、現実には利用者の利便につながるのではないかと考えているところであります。

もう一つは、人材確保が課題になっている資格について、例えば今画面に出しておりますのは、看護職を例に取っておりますけれども、制度的には就業状況の届出を定期的にするとか、離職時に届出をするという制度がございます。本人の同意を前提に、これらの情報と、もともと登録している様々な情報を結びつけることで、例えば職歴、研修歴、あるいは実際に居住していらっしゃる地域とかに応じた求人情報の提供など、効果的な人材活用システムの構築ができるのではないかとということで、このようなことも可能な条件整備をしていきたいと思っております。

また、マイナポータル自体は自己情報取得のAPI提供機能を有しておりますので、ここに資格情報が登録されることで、もちろんこれも本人の同意を前提にということになりますが、この情報は民間サイドでも様々な活用が可能と考えてございます。

先ほどの検討会でいろいろと議論をさせていただいておりますけれども、その中で、幾つかの資格団体からは、この機能を活用して、例えば資格団体の方でやっていらっしゃる研修の御案内とか、あるいは受講歴の管理、人材育成のシステムの構築も検討してやっていきたいということも述べられているところでございます。

駆け足になりましたが、現在、社会保障資格におけるマイナンバー制度の利活用について検討しているアウトラインについて御報告させていただきました。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

御意見、御質問につきましては、この後の内閣官房IT総合戦略室からのヒアリングの後にまとめてお受けしたいと思います。

内閣官房IT総合戦略室には、事前に御提出いただきました資料を基に御説明を頂戴したいと思います。お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、5分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○内閣官房（奥田情報通信技術（IT）総合戦略室参事官） 内閣官房IT室奥田でございます。

私から「国家資格等管理システム」の基本イメージを説明させていただきます。

先ほど厚労省から説明があったように、基本的なコンセプトは同じでございます。ただ、厚労省の資格だけではなくて、大体300の国家資格がございますので、一元的な管理システムを構築して、それを運用していただこうと思っております。その点、データの方は資格の管理者ごとにそれぞれ管理していただくこととなりますが、そのデータベースなどもクラウド上に構築した上で、運用・管理が簡易な形で、効率的にできるような形で考えております。

システムについては、先ほども厚労省からあったように、マイナポータルを介して申請・紹介、データの受送信、添付書類・手続の撤廃といったことをマイナンバーを活用した形で実現したいと思っております。ただ、資格については、厚労省についてはマイナンバー活用業務となってございますので、マイナンバーを活用する方向で考えておりますが、資

格によって、マイナンバーの業務範囲外のものがございます。こちらについては、住基システムと直接連携しながら、マイナンバーを介さない形で連携が可能ではないかということで、そういった方向でも検討してございます。

そういった形で整理をしつつ、先ほどありました番号法とか住基法、また、個別の資格法の改正を踏まえながら、まずは厚労省の31資格を先行的にやらせていただいて、視野としては300の資格を目指してやっていきたいと思っております。

また、資格証のデジタル化も念頭に置きながら、マイナンバーカードをスマホにかざして、スマホで資格証を出すというようなこともAPI連携でできないかということも検討しながら進めていっております。先ほど申しましたように、31資格についても、令和6年度のシステムの運用開始に間に合えば追加しながら、300の資格についてどんどん拡充をしながらやっていきたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、資格管理をそれぞれの資格ごとにつくるのではなくて、一元的なシステムをつくって、データを管理しながらやっていければということで、厚労省のものを先行しながら今検討しているというところでございます。法改正もございしますので、令和6年度の開始を目指して、今準備を進めているところでございます。

簡単でございますが、以上となります。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の2府省の説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

それでは、林専門委員、田中専門委員のお二人の手が挙がっておられます。よろしくお願ひします。

まず、林専門委員、お願ひします。

○林専門委員 よろしくお願ひします。

私から3点お伺いできればと思っております。

まず、厚労省のお話なのですけれども、論点2のスライドは先日の道路使用許可証などでも話題になったと思うのですが、そもそも電子化して画面を見せるという行為は、偽造を防止するという仕組みが入らないという点を是非きちんと検討会で議論していただきたいと思っていて、証明書をただ見せますというのが偽造できないというところは、紙との違いとして認識していただく必要があるかと思っております。この点は国際的にも議論になっているそうなので、詰めていただきたいと思っております。

残り2点はIT室なのですけれども、まず、細かいことで恐縮なのですが、③、④、⑤のフローは細かい違いはさておき、API化されてデータ連携されると認識してもよろしいのでしょうかという点があります。④のJ-LISとのAPIの設計は難しい議論があるとは伺っておりますけれども、基本的には全部データ連携できるのですよねという点が分かるという点と、最後ですけれども、もう一つ、管理者とシステムが分離していると、最新の情報がどうしても分離するケースが出ます。この辺をどうクリアするか、中央に集めて

いくというのをどのようにやるのかという点をお伺いできればと思いました。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

田中専門委員、それから濱西専門委員も挙がっています。では、順番にお三方までよろしくをお願いします。

では、田中専門委員、どうぞ。

○田中専門委員 ありがとうございます。

申請のオンライン化と、資格証明のデジタル化に対応していただけるということで、誠にありがとうございます。

ただ、オンラインでの申請もできるという考え方では、従来の紙による申請がかなりの程度残ってしまうのではないかと懸念されます。オンライン化の方を原則として、例外的に紙でも受け付けるという考え方を貫いていただきたいというのが一つ目のお願いです。

もう一つは、資格証明のデジタル化は非常に重要な取組であると考えますが、各団体の方で電子的な証明をちゃんと受け付けるのかという点にやや疑問が残ります。

私も先日、ある裁判所の仕事で書類を提出した際に、はじめに戸籍謄本でないかと駄目だと言われたため、本当にそうなのか確認したところ、規程上は戸籍または住民票その他となっていると言われて、マイナンバーカードのコピーでは駄目なのですかと聞いたら、その他に該当するかが分からないので、戸籍謄本をお願いしますと言われたことがありました。そのようなことでは資格証明のデジタル化が実現しても、実際に電子的な証明が活用されるのはまだまだ先ということになってしまいます。できましたら、各団体に電子的な証明で足りる、必ずそれで対応するという取組をするよう働きかけていただくとともに、厚生労働省や内閣官房としても電子的な証明で問題ないと考えている旨を積極的に発信していただけないでしょうか。

以上です。

○高橋座長 今の御発言は両省に御質問ですか。

○田中専門委員 はい。

○高橋座長 分かりました。

では、濱西専門委員、お願いします。

○濱西専門委員 厚生労働省にお伺いいたします。

資格データの管理も重要であり、進めていただきたいのですけれども、これにとどまりますと、改善効果が限られるのではないかと懸念されます。

例えば資格データの管理だけではなく、病院データとか勤務医データとのリンケージとか、薬局データとか薬局勤務の薬剤師データも当てはまります。あるいは保険医療機関データとのリンケージとか、システムを色々と拡張していくと、波及効果がかなり大きくなるのではないかと考えます。したがって、今回を一步としまして、システムの拡張

可能性についてはいかががお考えなのかという点についてまずお伺いしたい

それから、今回の御説明にはないのですけれども、システムの拡張性を念頭に置いておられるのであれば、こういったシステムとのリンケージを考えておられるのか、その辺りを教えていただければと思います。

○高橋座長 では、お三方の御質問につきまして、まず、厚労省、よろしく申し上げます。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） お答えいたします。

まず、資格所持の情報を電子的に提供したり、提示をするということに関する偽造の問題は検討会でも随分話題になりました。検討会の方では、いわゆる真正な情報を取得して、表示をしているということは何らかの形で担保ができるということを前提に、このようなことを考えたいということで説明をさせていただいているところであります。

また、このように電子的に取得した情報を、今でも例えば診療報酬や介護報酬を請求するに当たって、一定の有資格者の配備が求められている場合には、事業者はその資格確認をしなければいけないということがあるのですけれども、そのようなことにこの電子的な資格情報の提供がちゃんとフィットするのだということについては、当然のことながらその方向で考えているところであります。

○高橋座長 すみません。1点よろしいですか。

林先生、結局、今のお話は偽造ができるという話を可能性として視野に入れろというお話だったのですか。そこだけ明らかにしておきたいのですが。

どうぞ。

○林専門委員 失礼しました。

偽造が非常に容易なので、どう対策するかということを決めていただければいいのだと思います。色々なものはあるとは思いますが、コピーが取りやすく人に渡しやすいので、資格を証明するのが非常に難しくなってしまうことについて検討いただければいいのかと思います。

○高橋座長 分かりました。

では、その点を御検討ください。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） 今おっしゃったような懸念が団体の方からも表明されたので、これは内閣官房と一緒に考えなければいけないことなのですけれども、その問題は認識しておるところをもって、今日はお返事にさせていただきたいと思います。

○高橋座長 マイナンバーのチップに入っていれば偽造できないのではないですか。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） チップには情報は入れません。

○高橋座長 入れないのですか。分かりました。

では、御検討ください。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） それから、今度は申請のオンライン化でございますけれども、先ほども申し上げましたが、資格によって違うのですが、

色々な書類を求めております。

例えば医療系の資格ですと診断書が必要だったりとか、あるいは福祉系の資格ですと決められた学校を卒業したという卒業証明とかが添付として必要だという資格がございます。もちろん、電子証明を付せばできるわけですので、両者ともデジタル化できないわけではありません。

ただ、残念ながら、今日までの状況としては一般化していないので、我々も基本的にはオンラインを原則としたいと考えてございますけれども、その状況がどのようになるかというのは、令和6年まで各種書類のデジタル化がどれくらい進むかということにも依存すると考えておりますので、こういう形の法律が通りましたら、一応関係の団体の方にも、そういうことを前提にして、色々な書類のデジタル化について、少しペースを上げて御対応いただくお願いをしなければいけないと考えてございます。

それから、各種システムの拡張可能性でございますけれども、基本、今、この検討の範囲の中に入っているのは、今日御説明した、いわゆる資格管理がベースになってございます。

ただ、最後に、API連携の話を通じて申し上げましたけれども、その情報を取得した上で、例えば先ほど申し上げたように、資格団体における各種研修での活用とか、あるいは例えば病院なんかで様々な職種の方が働いているところにおいては、そのような情報を集めた上で、色々な人事管理とか労務管理とかにも使っていけるのではないかと考えているところでもあります。関係方面で、これを使った応用をお考えいただくというのが現段階での検討かなと感じているところでございます。

ちょっと歯切れの悪い答えになって恐縮ですけれども、以上でございます。

○高橋座長 それでは、IT室、お願いいたします。

○内閣官房（奥田情報通信技術（IT）総合戦略室参事官） IT室でございます。

まず、API連携のところでございますが、資格管理システムであったり、データベースは基本的にクラウド上に構築していきたい、クラウドを活用してと思っております。そういった面では、矢印の②、③、⑤、⑥の辺りについては、APIで連携できるのかなという方向で考えていきたいと思っております。

ただ、先生からもあったように、住基とか戸籍のデータ連携についてはまだ色々課題もございますので、その辺りについては、APIということではなく、現状のデータ連携の仕組みを使いながらちゃんとデータ連携できる形でつくっていききたいと思っております。

また、2番目の資格のデータのところのタイムラグについて、管理の方の運用等もございますので、その辺りと調整しながら、なるべく早いタイミングでデータが更新されることをどのようにやっていくのかを今後も検討していきたいと思っております。このタイムラグが出ているということは私どもも認識しておりますので、今後も検討していきたいと思っております。

また、紙での申請ではなくて、オンラインの原則は、政府の方でもオンライン原則とい

うことを打ち出しております。民間の方で紙であったり、そういった資格情報であったりというところがございますが、そこもなるべくデジタル化していただく方向で、そういった方向に進めながら、オンラインが原則というところはしっかりと進めていきたいと思っています。

また、デジタルの証明書が受け付けられるのかどうかというところは、資格の管理者もそうですけれども、行政機関であったり、受付をされる資格を使う方々にもしっかりと認識していただいて、デジタルでもちゃんと証明書として認めるということをIT室の方からも色々なところに働きかけながら、併せてデジタル化をしっかりと進めていきたいと思っています。

先生がおっしゃっているように、デジタルにしてみようとする「いや、紙で出してください」というところがまだまだ残っていると思います。その辺りはなるべく払拭する形で進めていければと思っています。その辺りはデジタル化と一体的なことで検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○高橋座長 先生方、よろしいでしょうか。

それでは、次に、岩下代理、いかがでしょうか。申し訳ないのですが、手短にお願いします。

○岩下座長代理 手短にですね。

厚生労働省の資料には、マイナンバーとの連携という表現が何度か出てきます。すなわち、マイナンバーを各資格取得者の方に登録していただいて、どのマイナンバーの方がどういう資格を持っているということをデータベース化するとか、見えるマイナンバーということですね。

これに対して、どうも内閣官房の方はマイナポータルを利用した情報の共有みたいな話とか、例えばマイナポータルであれ、マイナンバーカードの中で使っている公的個人認証の仕組みを使えば、別にマイナンバーという見える番号を使わなくても、様々な形での電子的な登録や証明ができるはずのように思うのですけれども、マイナンバーは必須ですか。これを付けるということは、特定個人情報なので、必然的に扱いが結構大変になるのかなというのが一つです。

もう一つは、厚生労働省のサイトを見ますと、例えば医師については「医師等資格確認検索」というサイトが既に稼働されておりますし、もともと偽の医師の資格証を利用して云々という話があったかと思いますが、そのシステムとこの新しいシステムとの関係はどうなるのかなという話と、もう一つは、先ほどの議論を聞いていて、デジタルだとコピーしやすいけれども、紙はコピーしにくくて安心という形の認識のような気がするのですが、実質はむしろ紙で偽造されているケースが結構あるように私は思います。デジタルはちゃんと造れば偽造防止がちゃんとできますから、その部分をちゃんと造ることが大事な気がするのですけれども、そこに対する取組はどうなっているのか。

以上の3点をよろしくお願ひいたします。

○高橋座長 よろしくお願ひします。

まずは厚労省ですね。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） 今の御指摘ですが、まず、マイナンバーとの連携というのは、やや便宜的に言葉を使っています。実際にはマイナンバーそのもので情報を紐づけているのではないということは重々承知をした上で、いわゆるマイナンバーをキーにして、様々な情報を紐づけて連携が取れるようにしようということ、全体として表現しているとお考えいただければと思います。ただ、兎にも角にも、最初に資格を登録する時に、その人のマイナンバーも併せて登録いただくということは必要なのではないかと考えているところです。

2つ目の医師の資格の検索システムですが、御指摘があったとおり、いわゆる医師への成り済ましのような行為が時々起こりますので、そういうことを防止する一つの方策として検討されているところでございます。

病院などで医師を雇用する時には、免許証の原本を持ってきていただいて、その他に例えば戸籍とか住民票とか、いわゆる本人でないとなかなか容易には取得できないものを併せて取っていただいて本人確認をなさいとしているので、それがきちんと行われていればかなりの確率で防げるだろうとは思いますが、医師の成り済まし行為はいろいろな面で影響が大きいので、二重にも三重にも防波線として、その人が本当に医師資格を持っているのかというのをサイト上で確認できるようにと構築しているというものです。

医師の資格の確認が今回の仕組みを通すことで、例えば電子情報として提供できるようにするというものであったとしても、何重かの確認のうちの一つの手段ということで、検索できる仕組みを整備しておくことは必要なのではないかと考えてございます。

3つ目の紙の偽造は御指摘のとおり、実際に医師の成り済ましケースは幾つかの方法がありますけれども、その中には、他人に成り済ますというのもあるのですけれども、自分が免許証を偽造した上で医師であるということを詐称するというケースもございませう。これらを防止するために、確認手段の取れる、できるだけ真正な情報をきちんと得ることのできる環境整備をすることが必要かと思っております。

ただ、マイナンバーカードとか取得したマイナンバーの自己情報ということに関して言えば、本人確認はかなり厳重に行われると思っておりますので、成り済ましの防止ということに関しては寄与するのではないかと考えているところです。

以上です。

○高橋座長 IT室にお聞きします。今の御指摘は結構重要な論点で、システムの構築でマイナンバーの登録は併せて必須なのですか。そこは専門家から見て、お話しいただければありがたいと思います。

○内閣官房（奥田情報通信技術（IT）総合戦略室参事官） 国家資格管理のところのマイナンバー関連業務で、税、社会保障、防災・災害については、マイナンバーを活用してと

思っておりますが、マイナンバー活用というよりも、それ以外のものについては住基とのそのままの連携も可能だと思っておりますので、システムの造り方と業務の内容によって切り分けるのかなと思っております。

厚労省のものでいけば、社会保障関係の業務ですのでマイナンバーを登録していただくということですがけれども、それ以外の資格が300ぐらいある中ではマイナンバー関連業務ではないものがございますので、そこは公的個人認証であったり、住基との連携ということで情報連携を図っていきながら、個人の住所とかそういった状況は取っていけると思っておりますので、私どもの方では2種類あるのかなと認識しております。

○高橋座長 分かりました。

社会保障関連業務は個人の社会保障と関係あるのですか。私は今のお話にはわかには分からないのですけれども、医師の話であれば社会保障関連業務になるのですか。IT室にそこをお答えいただければと思います。

どうぞ。

○内閣官房（奥田情報通信技術（IT）総合戦略室参事官） マイナンバーのところで必須なのかなというのは、IT室の資料で、戸籍の連携についてはマイナンバーの連携が必要だと思います。その辺りは番号の登録が必要かと思っておりますので、戸籍関係の情報を取りたいということになれば、マイナンバーのところで必要になるかと思っております。

○高橋座長 分かりました。

○内閣官房（奥田情報通信技術（IT）総合戦略室参事官） あと、システムをちゃんと造るといふところについてですがけれども、厚労省からありましたように、本人に成り済ますといふところも当然ありますので、公的個人認証、マイナンバーと連携したり、本人の確認をしながら、どのように証明書を書かせるのかといふところは、システム造りの中でしっかりと検討していきたいと思っております。紙の方がコピーしやすいといふのは当然ですが、デジタルで見せる場合にスマホで掲載ということになってきますと、出した後で見せるという形になりますので、その辺りで出させる方法とか、あとは受け付ける方のパソコン、タブレットの方で出させるといったやり方が色々あると思っておりますので、その辺りは詳細に検討していきたいと思っております。

○高橋座長 私が勝手に仕切ってしまうて申し訳ないのですが、厚労省、31事務のうち、戸籍が絶対に要るのは何資格でしょう。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） 日本国籍を持っている方については、たしか氏名等は戸籍で確認をしているので、日本国籍を持っている人については、ほぼ全部の資格が戸籍を必要としていると思います。

○高橋座長 分かりました。そこは理解しました。

そうすると、新規にマイナンバー登録を求めるといふ話ですが、既存の方にどうやってマイナンバーの登録を求めるといふのでしょうか。そこをしないと、活用が徹底しないと思っておりますけれども。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） 今御質問があった点は、一つの大きな問題です。新しい人は登録のときに求めますので、ほぼ100%登録されるということになります。既存の方は氏名とかを変更することもそうそうないと思いますので、あとはとにかく呼びかけて登録いただくことになります。

一つの方法としては、幾つかの資格においては、定期的に届出が義務づけられている制度がございます。医師、歯科医師、薬剤師に関しては、資格保有者全員が2年に一度、それから看護職員と歯科衛生士に関しては、就業している方について定期的に届けを出してもらうという機会がありますので、その機会を通じて一人一人の方をお願いをすることが可能かなと思っております。

ただ、残念ながら、それ以外の資格はそういう定期的な届出の仕組みもございませんので、あとはこれを進めることによって多少メリットがあると思われる、いわゆる職場になっている病院や施設の方から働きかけていただくということを通じて、より多くの方の登録をいただけるように進めていきたいというのが現段階での考え方でございます。

○高橋座長 この点に関して、例えば5年の経過措置で、どこかで既存の方にも登録してもらうみたいなものは駄目なんでしょうか。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） どうやって全員の登録を担保するかということになりますので、マイナンバーを登録しなかったからといって、例えば資格を剥奪してしまうみたいなことが現実的かということ、そこまでは非現実的かなというのが現段階における我々の整理であります。

○高橋座長 資格の剥奪は難しいと思いますけれども、例えば過料とかです。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） マイナンバーを登録しなかったからといって、何か刑事罰や行政罰がある仕組みは、たしか今はなかったと思うのです。

○高橋座長 分かりました。

そこはよく御検討ください。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） はい。

○高橋座長 あともう1点、偽造の話は住民票と一緒に、免許証は原本の写しの位置づけにしてしまう。要するに求める人だけ免許証の写しを交付するという仕組みでは駄目なんでしょうか。紙が残ってしまうと、それがまた民間で流通してという話になる。このような資格は戸籍と一緒に、要するにシステムに入っていて、それが資格証である。写しの交付が必要な人だけその写しを交付する。先ほどチップに入れることを考えていないとおっしゃったのですが、例えばチップに入れ、写しを変造困難な形で電子的に入れれば偽造がないのではないかと思うのですけれども、そういうことは無理なんでしょうか。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） これは世の中のデジタル化がどこまで進むかということによると思うのですけれども、今の段階では、紙の免許証は紙の免許証で色々な用途があるものですから、今の検討は、基本的には免許証は発行するけれども、今、免許証を使っている様々な機会の中で、基本的にはデジタルで対応できるとい

う形を取ることによって、事実上、紙の免許証を使う機会を現実的に減らしていったら、今、先生がおっしゃったことをどうするかというのは、次のステップの課題と整理した方がいろいろな関係者の理解も得られやすいのかなというのが1点です。

もう一つは、資格によってはちゃんと資格を持っているのだということを提示しなければいけない局面があったりもするということで、もちろんデジタルで対応できるということもあるかもしれませんが、局面として例えば非常時、緊急時、あるいは災害のように通信が遮断した場合においてみたいなこともあり得ると考えると、現時点の整理としては、一応、紙の免許証を出すのは出すとした方が現実的かなということが、今の段階の我々の考えであります。

○高橋座長 よく御検討ください。

紙が残ると、なかなか徹底しないので、要するに紙の写しの交付を求めた人はその紙を出せばよくて、現状の紙の免許証の効力も否定する必要はない。そういう意味では、これからはデジタルの情報が原則ですと変えていただいた方が、このシステムが円滑に稼働するのではないかと私は思います。その辺はよくお考えください。

あと、IT室にお聞きします。令和6年度までには300を目指していただくということでもよろしいでしょうか。

○内閣官房（奥田情報通信技術（IT）総合戦略室参事官） 300がここに入るような形で目指して進めていきたいと思っています。

また、先ほどの資格証ですけれども、厚労省とも相談ですが、私どもの考え方は、なるべく必要な人が紙を打ち出すという方向でシステムなんかを構築していきたいと思っていますし、考え方もそういった形で整理できればと思っています。

当然、紙がメインというところはまだしばらく残るとは思いますけれども、方向性としてはデジタルがメインで、資格証についても必要な方が打ち出して、貼っておくのだったら貼っておくという形で、必須の交付ではなくて、必要な方々が取っていくという形はありかと思っていますので、そんな形で検討したいと思っています。

○高橋座長 心強い御説明をどうもありがとうございました。

ほかの方はいかがでしょう。まだ若干時間が残っておりますが、残る論点がありましたら、御指摘を頂戴したいと思います。

では、厚労省、来年度の通常国会にはマイナンバー法等の改正案を御提出いただけるということでもよろしいでしょうか。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） マイナンバー法は内閣官房の方になりますけれども、最低限やらなければいけないのは、番号法を改正して、この関係の事務にはマイナンバーでの情報連携ができるという根拠づけをしなければいけないということと、様々な諸手続上で、各資格法の手続上で見直さなければいけないものがありますので、それらを併せて法改正という形で対応することを考えてございます。

○高橋座長 では、次期通常国会ということでもよろしいですね。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） はい。

○高橋座長 ありがとうございます。

それから、成立したならば、という話なのですが、IT室にもお願いしたいのです。令和6年度からとのお話なのですが、補正なども含めて、先行事例については、急いで早めにスケジュールを前倒しにしていくことをお願いすることはできないでしょうか。その辺をIT室にお願いしたいのですが。

奥田参事官、よろしく申し上げます。

○内閣官房（奥田情報通信技術（IT）総合戦略室参事官） 私どもは令和6年度の運用開始を目指しておりますけれども、当然、色々な状況を踏まえながら、なるべく前倒しで進めていきたいと思っていますので、来年からとはいきませんが、法案の改正状況、システム、また、クラウドの活用状況を踏まえて、なるべく早くやっていきたいと思っています。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

ほかの先生方、お話は大体よろしいでしょうか。

デジタル化の原則は重要なことで、IT室からそういうお話をいただいて私は安心しました。これからは必要な人だけに紙を出すというのでいいのではないかと思います。そういう意味で、その辺の御検討も是非お願いしたいと思います。私はマイナンバーカードのチップに免許の写しのデータを落とし込めばそれでいいのではないかと思います。その辺も含めて検討いただければありがたいと思います。

よろしいでしょうか。

誠に有意義な意見交換ができました。厚生労働省、内閣官房IT総合戦略室の皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。引き続き、何卒よろしく願いいたします。

○厚生労働省（度山大臣官房審議官（総合政策担当）） どうもありがとうございました。

○内閣官房（奥田情報通信技術（IT）総合戦略室参事官） ありがとうございます。

○高橋座長 続きまして「定期調査・検査の結果の報告について」、国土交通省よりヒアリングを行いたいと思います。国土交通省には事前に御提出いただきました資料を基に御説明を頂戴したいと思います。

それでは、10分程度で御説明を頂戴したいと思います。

○国土交通省（黒田大臣官房審議官（住宅）） 国土交通省の審議官の黒田でございます。よろしく願いいたします。

テーマになっておりますのが、私どもの建築基準法に基づきます昇降機、建築設備で、これはエレベーターとか機械式の排煙設備といったものの定期検査の報告の様式についてのデジタル化の概要でございます。

回答の方から順に説明させていただきます。

最初に、全体の概要でございますけれども、①の対象手続概要でございます。昇降機及

び建築設備の定期検査報告制度は、その使用開始後の適法性の確保を図るために、昇降機や建築設備の所有者が、大体1年になっておりますけれども、地方公共団体が定める期間ごとに、有資格者、これは建築士とか検査員資格者を持っていらっしゃる方に当該設備の検査をさせて、その結果を特定行政庁（地方公共団体）へ報告するというものでございます。

詳細な報告手順につきましては、この図を御覧になっていただきますと、所有者の方が検査者に委託し、検査者の方が図のような形でエレベーターの定期検査を行う。報告書を取りまとめた上で、報告書を特定行政庁に報告するという流れになっております。報告書の様式につきましても、事前に送らせていただいております。これはロープ式のエレベーターの事例を付けさせていただいているところでございます。

説明資料にまた戻らせていただきます。デジタル化の今後の取組の概要案でございます。対象手続をオンラインで完結できるようにしていきたい、できるだけ行政手続を簡便なものにしていくという方向で対応していきたいと思っております。

最初のマルの「国によるデジタル化の推進」でございます。これはまず省令改正を行いまして、定期検査報告書におけます申請者の押印の不要化を行っていきたくと思っております。これは今、パブコメをやっておりますので、省令改正は早ければ年内には措置をしたいと考えております。

「事務の主体である特定行政庁によるデジタル化の推進」でございますが、ホームページから申請者が報告様式をダウンロードできるような整備で、イメージの図を事前に送らせていただいておりますけれども、所有者の方々がホームページからダウンロードできる、紙に印刷できるようなものをダウンロードできるということをイメージしております。

申請者の方が特定行政庁への定期検査報告書の提出をオンラインで、電子書面送付システムを使うか、メールのシステムを活用できるようにすることで始めたいと思っております。

スケジュール案でございますが、特定行政庁や関係機関との意見交換、デジタル化の試行を踏まえまして、その経験を関係者間で共有を図りながら、今年度中を目途に特定行政庁と業界団体に対しまして、手続のデジタル化についての通知ができるように検討を進めまして、令和3年度早々から開始したいと思っております。

今年度行われます通知の内容といたしましては、とにかく押印の廃止、オンラインによる定期報告を可能とし促進する、電子書面送付システムやメールによる報告方法・留意点等を予定しているところでございます。

文字の資料に戻っていただきますと、令和3年度におきまして、デジタル化の手法の活用状況や課題を踏まえまして、また、関係省庁で色々な取組がなされつつありますので、そうした取組も含めて、ホームページでのフォーム入力を含めて、他のデジタル化の手法についても引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。

②BPRの観点から想定される課題等でございます。定期検査報告のオンライン化を図る

ことによりまして、申請者側の負担を軽減することを想定しております。重複の排除や不要な様式の統一を抜本的に図ることによって、BPRを真剣に行いたいと考えております。

実施中の特定行政庁や関係団体・個別企業へのヒアリングや意見交換をやっておるところでございますが、その中で課題などを洗い出したいと考えております。

併せまして、現行制度で提出を求めています色々な報告書、一般閲覧用の概要書につきましても、押印の廃止や手続のオンライン化によりまして、記載事項の合理化を検討していきたいと思っています。業務の可視化、BPRをしっかりと行っていくことがオンライン化を進める上で非常に大事なことだと認識しておりましたので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

文字の資料に戻っていただきますと③利用目線からの検討ということで、最初のアのところでございます。特殊建築物の定期調査報告を含めまして、上記による対応を行うことによりまして、申請者、特定行政庁の双方の負担が軽減されると考えておりますけれども、今後の方策も含めまして、色々なヒアリングの実績を踏まえて、また、現場の声もしっかりと把握して、具体的な方法を検討していきたいと考えております。

イのところは現時点の事業者や自治体の要望、ヒアリングの予定でございます。具体的に把握しております事業者からの要望については、今年4月の規制改革推進室から照会されました、経団連から提出された要望がございます。特定行政庁からの定期報告のデジタル化についての具体的な要望はまだ出されておられません。

ニーズにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、現在やっております特定行政庁、関係団体のヒアリングを通じまして、ニーズを把握していきたいと考えております。

ウ：インターフェースの標準化でございます。省令で定めておりますので、基本的にはインターフェースは標準化されていると考えておりますけれども、事故が起こったりしましたときには、自治体の方で色々付け加えたりということもあつたりしますので、いずれにしましても、共通の雛形を作成するという点については検討してまいりたいと考えております。

エ：認証の仕組みの導入、外部連携機能の整備等につきましても、ヒアリングの結果を踏まえて、具体的な既存の認証の仕組み、簡易な資格確認方法も専門家の御意見を伺いながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、これから始める手続になってまいりますので、色々な課題、まだ不慣れなところもございますが、まずは取組を始めた上で、本格的なデジタル手法などがありましたら、それに向けても併せて検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御質問や御意見等がございましたら、よろしくお願いします。

それでは、林専門委員、中林専門委員の順番でお願いいたします。

○林専門委員 ありがとうございます。

実は、資料を拝見していた時と、御説明をいただいた時で印象が変わった部分があるのです。確認みたいになってしまうのですが、令和3年度以降は割とウェブのフォーム入力みたいなことを考えられていて、それより手前の段階ではPDFとか、そういったことでまずは始めようというお話をされているのかなと認識しました。BPRを進めていただいて、そういったことが進むのは非常によいと思うのですけれども、一方で幾つか出てきたのですが、特にインターフェースの標準化に関して、私は若干疑問がありまして、これはきっとフォーマットのお話なのだと思うのです。もちろん様式が省令で定められているということで仕方がないのかもしれないのですけれども、やはり紙ベースの考え方になりがちだと思うので、是非BPRを進めていただいて、手順として分解していただくと、ウェブベースでの申込みなどに非常に改善が見込まれるのではないかという点が1点ございます。

もう1点、毎回恐縮なのですが、認証の仕組みがどんどん増えていくと、危険性が増してしまうという一般論がございます。ですので、認証の仕組みの導入に関しては、なるべくほかの連携を考えていただければと思っております。マイナンバーカードの普及に至る過程まではなかなか使いづらいみたいなこともあるかもしれないのですが、普及の手順みたいなものを考えていただいて、認証の仕組みを考えていただけると幸いです。

以上となります。

○高橋座長 中林専門委員、その後に岩下代理、お願いします。

○中林専門委員 中林です。

林さんの意見に少し繋がるのですが、建築物のデジタル化は、スマートシティを実現していく上ですごく重要なポイントだと思うのです。

今回の申請の話と関わるのですが、エレベーターの稼働状況とかも管理会社がリアルタイムで監視とかできていますし、そういったところを鑑みると、今のPDFとかフォームではなくて、APIをつくってあげて、そこで連携するというところまで踏み込んでもいいのかなと一つ思いました。

あと、今回の論点とは少し外れるのですが、エレベーターも含めた構造物の3Dデジタルデータをどうやって管理していくかというところは国交省にも少し考えておいていただいて、広げていただきたいというのが私からの意見です。

以上です。

○高橋座長 では、岩下代理、お願いします。

○岩下座長代理 今の中林さんの御意見とちょっと関連するのですが、今日の国交省の御説明の中で、特定行政庁に書類が届いてから、特定行政庁の方で何をするのかということが何も書いていないのです。普通、この手のデータフローは基本的にはデータを送られた人が何か利用するからそのデータを送ってもらうわけではないですか。だけれども、どう利用するかが分からなくて、ただ紙でファイリングしているものを電子でファイリングするのに変えるのかという話だと、そもそもそんなものは要るのか。ちゃんと検査しな

いということのために報告してもらうのはもちろん分かるのですけれども、報告してもらったものを使っていないのだったら要らないですよ。ちゃんと検査しなさいと言えば済むはずの話です。

だから、どう使うかというところが多分大事なはずなのですが、この資料だとどう使っているか分からないし、使いやすいデータの取り方とか、データを取った上で、特定行政庁はどのようにそれを利活用していくのかというのはデジタルガバメント的にはよほど大事なのですが、提出のところだけがデジタル化とされているのですけれども、その先のことはどう考えていらっしゃるのですかというのが質問です。

以上です。

○高橋座長 いかがでしょうか。

○国土交通省（黒田大臣官房審議官（住宅）） ありがとうございます。

まず、林先生から御指摘がありました今年度、来年度のスケジュールの話でございますが、御指摘のとおり、まずできるところから始めまして、来年度からはホームページでのフォームの入力等も含めて、ほかの省庁のデジタル化の使用についても含めて、本格的な取組を検討していきたいと考えております。

あと、インターフェースでの取組の手順が大事であるということと、中林先生がおっしゃった3Dデジタルデータの管理はかなり応用問題ではございますが、これについてもいろいろと勉強を深めていきたいと考えております。

最後の岩下先生の質問については、担当から説明をさせます。

○国土交通省（今村住宅局建築指導課建築物防災対策室長） 岩下先生から御指摘がありましたけれども、特定行政庁が報告を受けて何をするかということでございますが、報告書の中に、例えばエレベーターのロープの摩耗が何ミリメートルであったとか、どれぐらい素線切れしているかといった色々な細かい報告がありますので、そのための判断基準も国土交通省の告示で定めております。その判断基準の数値を見まして、経過観察なのか、要是正なのかというレベルを判断基準として定めておりますので、それによりまして、報告を受けた特定行政庁が必要な是正措置などのフォローアップをしていくという仕組みにしております。

以上です。

○高橋座長 岩下代理、それでよろしいでしょうか。

○岩下座長代理 もしそうだったら、その数字だけを送ってもらって、それを機械で判断すればできるし、そもそも利用者にその基準を示して、その場合はこうしなさいということですので方針を出せば、そもそも一連の手続は要らなくなるような気がするのですが、さすがにもうちょっと高度なことをやっているのではないかなと思うのです。多分、色々なもののために使っているのだと思うのですけれども、見えているところと、エレベーターの点検できちんとした資料を出してもらったら、例えば何とか社がどこで事故を起こしたときに、こうだった、ああだったと もっと大事なことが分るとか、そういう色々

な使い方を想定したときに、今の紙よりも、もうちょっときちんとデータが整合的に整理されたものの方がよくないですか。

そうになっているためには、APIかもしれないし、通常は電子申請でいいかもしれないけれども、そのための望ましい方法はデータの使い方の方からアプローチしないと、それ抜きそれで議論してしまうのは、やり方として何かおかしいのではないのでしょうかというの意見なのですけれども、いかがでしょうか。

○国土交通省（今村住宅局建築指導課建築物防災対策室長） オンライン化に当たりまして、改善の余地はあると思いますし、可能だとは思いますが。

先生が仰ったとおり、今、検査の項目としているものは、過去のシンドラーとかの色々な事故があったことを踏まえて、チェックポイントをまとめているのが今の基準でございます。

ただし、報告の主体となっている所有者・管理者は建物の持ち主、つまり一般の方でございますので、その人たちに数字を与えたといっても、さすがにその人たちが検査できるわけではありません。エレベーターならエレベーターの中に入って、危険な作業を伴う検査になりますので、専門の技術者によって検査をしてもらって、それを所有者の名前で出しているというのが現状でございます。どのような改善のやり方があるかというのは前向きに検討させていただきます。

○高橋座長 デジタルに変わるときに、是非それに合った中身も少し御検討いただければありがたいと思います。

では、高橋代理、お願いいたします。

○高橋議長代理 ありがとうございます。

今のことと関連するかもしれないのですが、国交省の御回答の中に、地公体の期間のところ、地公体が定める期間1年ごとにと書いてあるのですが、色々な判断基準で判断して1年なのか。それでそういう期間を決めるという理解でよろしいのでしょうか。

○高橋座長 御回答ください。

○国土交通省（今村住宅局建築指導課建築物防災対策室長） 建築基準法の施行規則の中では、概ね半年から1年の期間ごとに検査して報告してくださいと定めていまして、自治体においては1年としているところがほとんどだと思いますが、例えばエレベーターの特定の機種について事故が起こったという場合には、その機種については半年ごとに報告を求めたりというふうに、内容によって緩急をつけているという状況でございます。そういうことがない場合、一般的には1年としているところが大体でございます。

○高橋議長代理 事故がないときに1年にするか、半年にするかという裁量は自治体側にあるのですか。

○国土交通省（今村住宅局建築指導課建築物防災対策室長） 自治体が規則で定めるということになっておりますが、事故情報は全て国土交通省に集中しておりますので、再発防止のために、このようなことが原因だということで全自治体に出すとともに、特定のもの

については半年ごとに見るべきだという通知を出して、大体それに従っていただいている状況だと思っています。

○高橋議長代理 分かりました。

○高橋座長 他はいかがでしょうか。

では、私から若干お聞かせいただきたいと思うのですが、資料の5ページのところのシステム化の話なのですが、これは国交省で統一的にシステム整備をしていただけるという方向での御検討なのかということが第1点です。

それから、改善・是正指導はシステムを経由しないみたいな話になっているのですが、改善・是正指導についてもシステム経由でできるかどうかという話なのですが、まずはこの2点についてお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国土交通省（黒田大臣官房審議官（住宅）） まず、1点目の国交省全体の取組かどうかということにつきましては、今できることは、指導・是正報告制度の中でやろうとしておりますけれども、国交省全体の中で取組ができることであれば、歩調を合わせていきたいと考えております。

○高橋座長 私の言い方が悪かったのですが、システム整備を特定行政庁がばらばらにやるとまずいと思います。そこは国交省が自治体と共通してシステム設計をしていただけるのでしょうかという話です。

○国土交通省（黒田大臣官房審議官（住宅）） そのとおりです。国交省が中心になって取組をしようと思っております。統一的にやろうと思っております。

○高橋座長 ありがとうございます。

○国土交通省（黒田大臣官房審議官（住宅）） 2つ目の改善指導につきましても、同じようにできるようにしていきたいと考えております。システムの中でやろうと思っております。

○高橋座長 分かりました。

それから、メールは残るのでしょうか。令和4年度以降、メールによる報告制度はどうしても併存しなければいけないという話になるのでしょうか。

○国土交通省（黒田大臣官房審議官（住宅）） 取りあえずメールのやり方を始めてみて考えたいと思っておりますけれども、保存期間との関係もありますので、メールとして保存するのか、添付された資料として残すのかということについては、保存の考え方として整理していきたいと考えています。

○高橋座長 そうすると、システムを整備したら、メールの報告制度はなくすということですね。システム整備ができた後は、メールの報告制度は使わなくなるということでしょうか。

○国土交通省（黒田大臣官房審議官（住宅）） そういうことで理解しております。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

○国土交通省（深井住宅局建築指導課長） そこら辺は現場の行政庁の意見も踏まえなが

ら、引き続き検討していきたいと思っております。

○高橋座長 そうですか。併存するのは面倒くさくなると思います。よく話し合っていたいて、できればシステム整備の後はメールのものは残さない、要するに記録として残すけれども、システムを使う方向でいただければありがたいと思っています。

○国土交通省（深井住宅局建築指導課長） はい。御意見も踏まえてよく議論していきたいと思っています。

○高橋座長 あと、メールの段階でのインターフェースというか、書式の統一は技術的な助言で進めるという話でしょうか。ある程度リーダーシップを持って統一していただかないと、なかなかうまくいかないのではないかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○国土交通省（黒田大臣官房審議官（住宅）） ガイドラインみたいなものをまとめて発出しようと思っていますので、最終的には技術的助言のような形になるのではないかと考えております。

○高橋座長 技術的助言なのですけれども、デジタルですので、そこは統一し、一緒に進めて欲しい、ということをお自治体、特定行政庁に働きかけていただければありがたいと思います。

○国土交通省（黒田大臣官房審議官（住宅）） かしこまりました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

何かあればと思いますが、他はいかがでしょうか。

それから、あと、建築基準法の報告制度なのですが、先ほど私が言い間違った国交省全体の方向に広げていくという話について、ほかの報告制度についてもお考えいただくということについてはいかがでしょうか。

○国土交通省（黒田大臣官房審議官（住宅）） 私どもへの質問ですか。

○高橋座長 そうですね。システムにどんどんほかのものも巻き込んでいくという話についてはいかがですか。

○国土交通省（黒田大臣官房審議官（住宅）） 少なくとも私どもが持っています建築指導関係のところについては、建築確認システムを含めて色々な取組を今始めていますけれども、国交省全体につきましては、全体像は私も直ちに分かりませんので、御質問も含めて担当課に伝えて、検討させたいと思います。

○高橋座長 担当課はどこですか。

○国土交通省（黒田大臣官房審議官（住宅）） 総合政策局です。

○高橋座長 分かりました。では、よろしくお伝えください。

○国土交通省（黒田大臣官房審議官（住宅）） 分かりました。

○高橋座長 私から前もってお聞きしようとしたことについては一通りお聞きしましたが、他に何か御指摘を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、こちらについても貴重な意見交換の場になりました。とても前向きに取り組

んでいただきまして、ありがとうございました。

国交省におかれましては、本日の意見も踏まえまして、引き続きしっかりと取り組んでいただければと思います。

国交省の皆様方、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。引き続き何卒よろしく申し上げます。

時間より前ではございますが、ここまでとさせていただければありがたいと思います。

本日御説明いただいた府省以外の取組は、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、事務的に折衝した結果をお手元の資料のとおりとさせていただいております。お手元にお配りしております内閣府が取り組む特定非営利活動促進法関係手続、経済産業省が取り組む経営革新計画の申請等手続、厚生労働省が先行して取り組んでいる食品衛生申請等システムに関する資料につきましては、この後速やかに内閣府規制改革推進会議のホームページにて公開することとしたいと思います。

本日の議題は以上でございます。今後の日程などにつきましては、追って事務局から御案内させていただければありがたいと思います。

それでは、これにて会議を終了いたします。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。退室ボタンにより、御退席ください。

どうもありがとうございました。